

胆振東部地震災害対応に関する主な報告レポート②（抜粋要約）

道（本庁各部（11 部局）、災害対策本部指揮室各班（10 班）、14 振興局、北海道防災会議構成機関（うち 54 機関）、災害時物資等供給協定締結機関等（うち 8 機関）から地震や停電対応に関し報告されたレポートのうち、主なものを掲載する。

避難行動

[主体：北海道災害対策本部]

・道内市町村の避難所でのペットの受入状況、トラブルについて緊急調査（獣医師派遣等）を実施した。

・北海道獣医師会、札幌市などと連携・協力して「平成 30 年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会」を設置し、被災したペットの健康管理や一時保護、獣医師によるペットの健康相談を実施した。

[主体：振興局]

・各町に被害状況の確認するなど情報収集に努め、電話連絡がつかない施設に対し出張により現地確認できるところには行って確認した。

・社会福祉施設の被害状況を確認や施設入所者を他の施設に移送するなどの支援をした。

・避難勧告等の発令について、役場に助言を行った。

[主体：防災会議構成機関]

・国と道、市町村が連携し、避難所における被災者のペット同行避難状況を確認した。

・防災行政無線（同報系）、広報車、コミュニティFM、Lアラート等により自主避難所開設情報を周知した。

避難所運営・支援

[主体：北海道災害対策本部]

・被災地の避難所及び被災地域の振興局へ職員を派遣した（振興局同）。

・段ボールベットや屋内用テントなどを配置し、避難生活の環境向上に向けた取組を実施した。

・地震発災日より、庁舎会議室や管理施設を帰宅できない道民やホテルを確保出来ないなどの外国人（観光客等を含む）の避難場所を設置した。

・保健師を被災地に派遣し、避難者の健康相談等を実施した（振興局同）。

・被災者、避難者の住居として応急仮設住宅や福祉仮設住宅、トレーラーハウスを整備（着手）した。

・物資等の調達に時間を費やし、避難所の運営に係る指導・助言に注力できなかった。

[主体：振興局]

- 被災地の避難所及び被災地域の振興局へ他振興局から職員を派遣した。
- 町役場避難所で使用する発電機を貸与した。
- 避難所及び被災ペット預かり所における同行避難者、被災ペットの状況を把握した。

[主体：防災会議構成機関]

• 自治体管轄内に自主避難所（飲料水・備蓄食料・毛布の貸与、携帯充電対応）を開設した。

- 避難所の洗濯場の給水を支援した。
- 特別生活安全部隊による避難所の巡回を通じた要望等の受理対応を行った（生活安全隊女性隊（通称「はまなす隊」））。
- 交通機動隊や特別派遣の交通部隊による支援物資の輸送車両等を先導した。
- 避難所救援物資として次のものを支援した（毛布、携帯ラジオ、懐中電灯、風呂敷、ブックレット、キャンピングマット、枕、アイマスク、耳栓、スリッパ、くつ下、弾性ストッキング、段ボールベットなど）
- こころのケア班、こころのケア調整班として避難者を支援した。
- 臨時／仮設の災害時用公衆電話の開通を実施した。但し、事前設置型災害時用公衆電話（自治体運営で利用時N T Tへの連絡要）の利用開始・終了の連絡が円滑でなかった。
- 避難所への臨時郵便ポストの設置、郵便物等の避難所配達、車両型郵便局を避難所2箇所に配備
- 被災地の避難所へ携帯電話の充電・Wi-Fi環境の支援と巡回の実施や道内全域でWi-Fiスポットを無料開放した。
- 避難所へL Pガス充填容器を供給した。
- 道との協定に基づき被災3町の避難所へ災害支援ナースを派遣した（9月13日～10月10日 31班62名 延べ248名）
- 避難所における衛生管理や一般用医薬品や手指消毒薬の提供等の活動を行った
特に避難所における手指消毒の徹底、避難所内の共同スペース、トイレ、居住スペースにおける土足厳禁の徹底、トイレの衛生管理等による感染症予防のための活動を実施した。
- 避難動物の健康相談、診察、一時預かり等を実施した。
- 避難所の運営支援として、道と協定（北海道災害派遣ケアチーム）を締結した法人の職員を避難所に派遣し、避難者のケアに従事させる派遣調整業務を行った（ケア従

事者：19法人、延べ158名)

- ・道との協定に基づき、事務局職員1名を統括責任者として厚真町に派遣し、現地のコーディネート業務に従事させた(統括責任者：1法人、3名)

- ・被災地の福祉避難所等において、要援護者の心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行う北海道災害派遣ケアチームを設置し、避難者へのケアを実施した。

[主体：災害時物資等供給協定締結機関等]

- ・町役場や避難所等で炊きだしによる食事支援を実施した。

交通

[主体：北海道災害対策本部]

- ・各公共交通機関の被害状況や運行状況について、地震後2週間は、週休日も含め24時間常駐して状況を把握し、ホームページやSNSを活用し被害状況等を発信した。

- ・札幌中心～新千歳空港間の交通アクセス確保のため、バス会社や道警、運輸局等へバス確保や信号機の復旧等に係る働きかけを実施した。

- ・バス事業者や港湾事業者など関係事業者・関係団体間で被害状況や運行状況等の情報共有を実施した。

[主体：振興局]

- ・信号機停止による交通障害や公共交通機関の運休情報を収集した。

[主体：防災会議構成機関]

- ・鉄道事業者や路線バス事業者との運行再開に向けた調整を実施し、支援物資輸送の確保のため、輸送機関ごとの状況を把握し、輸送力確保に向け、事業者、関係団体等へ協力を要請した。

- ・停電の影響により、全道の信号機約13,000基のうち、自動起動型信号機電源付加装置(整備基数199機)が作動した信号機を除き滅灯したため、最大時526箇所の交差点で1,273人の警察官が交通整理に従事した。

- ・踏切が下がったままで通行ができない町道を通行止めとした。

- ・停電により高速道路インターチェンジ出入口を閉鎖した。

- ・停電による信号機停止に伴う混雑のため、高速道路を通行止めした。

- ・報道機関等の関係機関へ鉄道の運行情報を提供した。

- ・公共交通機関が不通となったため、自家用車、自転車等により出勤した。

- ・停電による信号機の停止などの交通障害の発生に伴い、交通事故のリスクと安全な配送等を最優先と考える観点から発災当日は、緊急を除き配送を停止せざるを得ない状況となった。

- 道路寸断や停電等による乗合バスの運休や迂回が発生し、バス運行に支障が出た。
- フェリーターミナルでは停電により自動発券が出来ない状況となったが、手書きによる補助乗船券を発券し対応した。
- 停電によりホームページの更新ができなくなったため、お客様等へ鉄道の運行情報が不可能となった。

ボランティア

[主体：北海道災害対策本部]

- 北海道災害ボランティアセンターと連携し、各地域における被災状況の確認及び災害ボランティアセンター設置の動向について、情報を収集した。
- 道で保管しているボランティア用活動資機材を関係団体へ貸与した。
- 災害ボランティアセンターの状況については、本部員会議の情報が主で、リアルタイムの情報が入ってこなかった。このため、避難所や避難者のニーズなどに関し指揮室内の情報共有が十分ではなかった。

[主体：振興局]

- ボランティア希望者からのボランティア受入調整に対応した。

[主体：防災会議構成機関]

- ボランティアとして給水支援、配食支援、災害ゴミ搬出、炊き出し支援、避難所清掃等を実施した。
- 被災町にボランティアセンターが設置されたことから、その立ち上げ支援や運営に職員を派遣するとともに、災害ボランティアセンターの機能（ボランティアとニーズのマッチングや資機材の管理、情報提供・収集）の応援のため、社会福祉協議会職員を派遣した。
- 町災害ボランティアセンターが個人や団体のボランティアを受け入れ、住民ニーズ等に合わせて、個人宅での家財の片付けや給水支援、避難所での炊き出し支援、災害ゴミの片付け・運搬等のボランティア活動を調整した。

• ボランティア活動として、家財搬出、室内片付け、給水、災害ごみの廃棄や運搬を実施したが、住居(家屋)やその周辺の土石等の障害物の除去は災害ごみへの対応で、災害救助法の適用対象でもあることから、公的な活動として実施すべきである。

[主体：災害時物資等供給協定締結機関等]

- 被災地を訪問して生活用品や絵本の無料配付を行った。

被災市町村の行政機能

[主体：北海道災害対策本部]

- 被災町支援（罹災証明事務等）として職員を被災地へ派遣した。

- ・安平町、厚真町、むかわ町からの支援要請を受け、国の機関などと連携して職員の応急危険度判定士により、応急危険度判定を実施した。

- ・被災町から職員不足の要請があり、災害時の支援協力に関する協定団体も同行し、被災した下水道施設の被害調査を実施した。

- ・環境省等と連携して、発災直後より情報収集を行い、被災自治体における廃棄物の分別や仮置場の有人管理について助言を実施した。

- ・被災町において、大量の災害廃棄物の処理が困難となったことから、道と災害時における災害廃棄物の処理の協定に基づき、北海道産業廃棄物協会が廃棄物の収集運搬、処分、仮置場の管理を行った。

- ・被災自治体での大量の災害廃棄物の処理が困難となったため、周辺自治体において被災町の災害廃棄物の受入、処理を実施した。

- ・発災直後、アスベスト飛散防止に係る国からの通知を各市町村へ周知した。

- ・停電に伴う電話不通により消費者が消費生活相談を受けられない状況を回避するため、市町村の相談電話の接続先を変更して対応した。

- ・被災直後に必要な短期資金等に係る情報提供や地方債、特別交付税などに関しての申請手続きの留意点の周知、被災者に対する減免措置等（総務省通知）について市町村へ周知した。

- ・被災町における災害査定申請技術指導をおこなった。

- ・被災した道立学校に専門職員を派遣し、応急危険度判定調査等を実施したほか、市町村立学校に対し、災害復旧工事について、技術的な助言を行った。

[主体：振興局]

- ・管内自治体からの派遣者の調整を図った。

- ・被災町支援（罹災証明事務等）として職員を被災地へ派遣した。

- ・管内の寄宿舍帰省不能者へ乾パンを提供した。

[主体：防災会議構成機関]

- ・被災3町で北海道庁、日本政策金融公庫、北海道信用保証協会との共催により「胆振東部地震災害関連中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会」を開催し、相談窓口を開設。各町に金融担当職員2名ずつ派遣。（10月15日安平町、16日厚真町、17日むかわ町）

- ・被災町へ防災対応支援職員等を派遣し、自治体・防災関係機関が行う応急・復旧活動を支援した。

- ・航空機による道や関係機関職員等（医療関係者を含む）の現地への空輸支援を実施した。

- 災害廃棄物の専門家を道や被災自治体に派遣し、助言指導を実施した。
- 道と道内全市町村との「災害時の応援に関する協定」に基づき、職員を被災地に派遣し、町を支援（物資受入積込、罹災証明事務等）した。
- 国の機関と連携し、金融機関等に対して災害救助法が適用された道内 179 市町村の被災者に金融上の措置を適切に講じるよう要請した。
- 災害救助法適用地域へ通信事業者として各種サービスの減免措置・修理費を無料化した。
- 住宅の損壊等でペットの飼育が不可能となったため、新しい飼い主探し事業をした。
- 被災町から農地・農業用施設の災害復旧の支援要請に対して調査測量、設計作業、災害査定等の支援を実施した。
- 職員を被災地に派遣し、災害廃棄物処理手続きに係る指導助言を実施した。

積雪寒冷期等

[主体：北海道災害対策本部]

- 被災3町の応急仮設住宅の整備について、本道の厳しい気候条件を踏まえ、断熱材や内窓の追加により断熱性能やFFストーブの設置などを施した。

[主体：振興局]

- 災害下で冬期に業務を継続するためには暖房機器、燃料の確保が必要である。

防災教育

[主体：北海道災害対策本部]

- 長期間にわたる避難生活を受け、「北の災害食」レシピがテレビなどで複数回紹介され、道民や報道機関等から多数の問い合わせを受けるなど、「北の災害食」に対する関心の高まりが伺えた。

- 震災により多く道民が避難所生活を余儀なくされたが、Do はぐキットの貸出が大きく増加し、避難所運営や避難所生活に関する道民の関心の高まりが伺えた。